

# 福岡県家畜衛生だより

2012.9

NO. 103

発行者 社団法人 福岡県畜産協会  
福岡市博多区千代4丁目1番27 福岡県自治会館4階  
電話 092-641-8714 FAX 092-642-1276



全国に先駆けて農場 HACCP 認証書を取得された「すずき牧場」のスタッフの皆さんと牛たち

## 目次

- ◎ 飼養衛生管理基準の遵守状況について ..... P 2
- ◎ 農場バイオセキュリティの向上事業について ..... P 4
- ◎ 農場HACCPシステムと認証について ..... P 6
- ◎ 九州獣医師HACCP研究会の活動について ..... P 9
- ◎ 鳥のインフルエンザにおける分類と変異事例について ..... P 10
- ◎ 口蹄疫類似疾病（牛ウイルス性下痢・粘膜病と豚痘）の発生事例について ..... P 12
- ◎ 猛威をふるう牛の足の病気「趾皮膚炎」について ..... P 13
- ◎ 死亡した牛の適正処理の徹底について ..... P 14
- ◎ 福岡県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習の開催 ..... P 15
- ◎ 産業動物獣医師の新人紹介 ..... P 16
- ◎ 職場紹介（ふくおか県酪農業協同組合 福岡乳牛診療人工授精所） ..... P 18
- ◎ 第10回全国和牛能力共進会～和牛の祭典 in ながさき～ ..... P 19
- ◎ 特用家畜のことわざ【鹿】 ..... P 20

## 飼養衛生管理基準の遵守状況について ～県内牛・豚・鶏・馬飼養者の遵守状況とりまとめ～

福岡県農林水産部畜産課

平成 23 年 4 月の家畜伝染病予防法の改正により、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等（飼養衛生管理基準）について、飼養者は毎年 1 回都道府県知事に報告することになりました。

今回、平成 24 年 2 月、福岡県内における飼養衛生管理基準の遵守状況について、

牛、豚、鶏及び馬ごとに取りまとめましたので、以下のとおりお知らせします。

### 1 遵守状況

表は、各畜種ごとに調査項目別の遵守率を示してします。

なお、今回の報告には小規模農家<sup>(※)</sup>は含まれておりません。

### 飼養衛生管理基準の遵守率まとめ

調査項目	牛		豚	鶏		馬	全体
	乳用牛	肉用牛		採卵鶏	肉用鶏		
<b>1. 家畜防疫に関する最新情報の把握</b>							
① 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	98.9	99.1	98.5	98.2	96.4	96.8	98.5
<b>2. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止</b>							
① 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	75.9	74.3	76.9	76.2	90.9	71.0	76.2
② 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。(豚) 家きん舎専用の靴を設置し、着用している。(鶏)	△	△	80.0	72.6	81.8	△	80.6
③ 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去 1 週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	83.9	88.5	93.8	87.5	94.5	△	87.5
④ 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	81.8	83.0	86.2	81.5	94.5	△	83.3
⑤ 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去 4 月（鶏は 2 月）以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	84.3	84.9	89.2	81.0	98.2	△	84.8
⑥ 家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。	△	△	80.0	△	△	△	80.0
<b>3. 野生動物からの病原体の侵入防止</b>							
① 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	97.2	96.8	98.5	△	△	91.9	96.7
② 野生動物の排せつ物が混入するおそれがある水を飲用水として用いる場合に消毒している。	△	△	△	95.8	98.2	△	96.4
③ 野鳥等の野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネット等を設置している。	△	△	△	91.1	92.7	△	91.5
④ 定期的に防鳥ネット等の破損状況を確認し、破損箇所の修繕を行っている。	△	△	△	88.1	92.7	△	89.2
⑤ 家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合に、遅滞なく、その破損箇所の修繕を行っている。	△	△	△	90.5	96.4	△	91.9
<b>4. 衛生管理区域の衛生状態の確保</b>							
① 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	86.7	87.2	84.6	82.7	98.2	85.5	86.5
② 牛・馬の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際には、1 頭ごとに交換又は消毒をしている。	88.8	79.8	△	△	△	75.8	83.9
③ 豚の体液が付着する物品を使用する際には、1 頭ごとに（注射針にあつては、少なくとも畜房ごとに）交換又は消毒をしている。	△	△	72.3	△	△	△	72.3
④ 空になった畜房又はハッチ・ケージの清掃及び消毒をしている。	84.6	83.5	93.8	64.3	89.1	87.1	81.5
<b>5. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処</b>							
① 家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	97.9	97.7	100.0	95.2	100.0	100.0	97.8
② 毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。	97.2	98.6	98.5	96.4	100.0	100.0	97.8
③ 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	97.9	97.7	95.4	91.1	94.5	91.9	95.7
<b>6. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管</b>							
① 衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1 年間保存している。	61.5	56.9	55.4	54.2	67.3	△	54.3

（数値はすべて％）

## 2 各項目別遵守状況

飼養衛生管理基準の報告は、大きく6つの項目に分けられています。

### (1) 家畜防疫に関する最新情報の把握

全体の遵守率は98.5%と大変良好であり、ほとんどの農家が家畜保健衛生所や各種団体等が提供する情報により、伝染病に関する最新の情報を得ていることが分かりました。

### (2) 衛生管理区域への病原体の持込み防止

全体の遵守率は概ね80%以上でした。特に、外部からの立入禁止や立入制限、持ち込み物品の消毒は、徹底されていました。しかしながら、畜舎の出入り時における手指・靴の消毒及び、畜舎専用の靴・衣服の設置については、肉用鶏以外では遵守率が7割程度とやや低い状況でした。

### (3) 野生動物からの病原体の侵入防止

全体の遵守率はほぼ90%を超えており、野生動物及びその排泄物の農場への侵入防止に対してきちんと対策をとっている農家がほとんどであることが分かりました。

### (4) 衛生管理区域の衛生状態の確保

全体の遵守率は、80%前後であり、定期的に畜舎の清掃・消毒を行っている農場がほとんどでしたが、採卵鶏では空舎時にケージ等の消毒を行っている割合は64%と遵守率が低いことが分かりました。また、豚では、家畜の体液が付着する物品の交換・消毒も7割程度の遵守率であり、他の項目に比べ遵守率が低いことが分かりました。

### (5) 家畜の健康観察と異常確認時の対処

ほとんどの農家が3項目全て100%近い遵守率であり、家畜の状態についてよく観察されていることが分かりました。



### (6) 記録の作成及び保管

全体の遵守率は54%と非常に低く、記録の作成・保管が適切に行われている農場は半数程度であることが分かりました。

## 3 まとめ

今回、提出された飼養衛生管理基準の遵守状況報告をみると、多くの項目について遵守率は高く、県内の多くの農家でおおむね基準は守られていることが分かりました。

しかしながら、記録の作成・保管については、全畜種の半数近い農家で遵守されていないということが判明しました。また、肉用鶏以外では畜舎への出入りの際の手指・靴の消毒や、採卵鶏では空舎時でのケージの消毒及び豚では体液が付着する物品の交換・消毒の遵守率が低いことが分かりました。

これらは基本的な項目であり、各農場への病原体の持込み防止、病気の発生時にその拡がりを防止するために重要な事項です。

そのため、今後はこれらに注意してさらなる衛生管理の向上を図りましょう。

### ※ 小規模農家

今回の報告の小規模農家とは、牛・馬は1頭、豚は6頭未満、鶏は100羽未満飼育する飼養者をさします。



再確認

記録・消毒

大丈夫？

# 農場バイオセキュリティの向上事業について

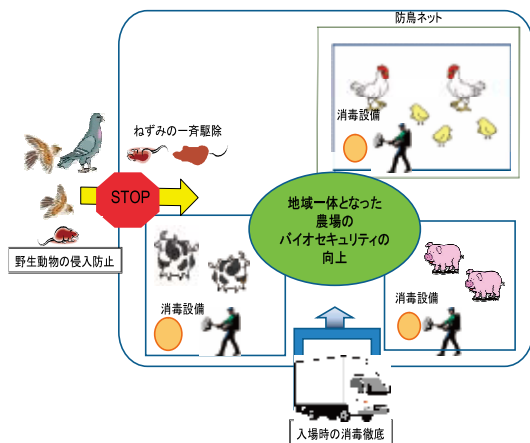
福岡県農林水産部畜産課

農林水産省は、平成 23 年度に実施した「高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫体制整備事業」を拡充し、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間、「農場バイオセキュリティの向上事業」を打ち出しました。そこで、福岡県では、今年度からこの事業に取り組んでいますので、その概要を説明します。

## 1 事業の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫等の家畜伝染病の発生予防やまん延防止のためには、生産段階における飼養衛生管理基準の遵守に向けた取組が必要です。特に、農場への野生動物の侵入防止対策用資材や消毒機器を整備することは重要であり、伝染病発生リスクの低減につながります。

そこで、このような農場におけるバイオセキュリティ向上対策を各農場が単独に行うのではなく、地域が一体となって取り組むことにより、地域全体の衛生レベルを引き上げることが事業の目的です。



事業のイメージ

## 2 事業の内容

### (1) 実施主体

この事業の実施主体は、市町村や農協、生産者団体等です。

### (2) 地域協議会の開催

事業を始めるにあたり、まず協議会を開催する必要があります。

協議会のメンバーは、事業実施主体（市町村等）、家畜保健衛生所、農林事務所、生産者、獣医師等です。会議のテーマは、①地域において何を取り組むか、②早期発見・通報の普及・啓発、③円滑な初動防疫体制の整備などです。会議の内容については、議事録を作成して記録保存します。

### (3) 交付率及び交付対象等

地域協議会の結果を踏まえて、地域一体となった取り組みを推進します。このとき農場に資材整備すると決まった場合、この資材整備費の 1/2 が交付金対象となります。以下、交付金対象と交付金対象外の例を示します。

#### (交付金対象例)

- ・ 動力噴霧器の整備
- ・ 消石灰散布機の整備
- ・ 消毒マットの整備
- ・ 車両消毒ゲートの設置（アンカー止め含む）
- ・ 防鳥ネットの設置
- ・ 電柵の設置
- \* 資材整備は、附帯工事を伴わないものが対象となります。





車両消毒ゲート（簡易式）



消石灰散布機

- ・ 農場におけるネズミ駆除剤の実演会（1事業実施主体あたり1農場程度）
- ・ ネズミ等の駆除に係る研修会における殺鼠剤の配布
- \* 殺鼠剤の配布は、農場規模に関わらず、1農場あたり1回。ただし、研修会を開催せずに配布することは、交付金対象外です！

（交付金対象外）

- ・ 地域協議会の開催前に取り組んだもの
- ・ 電柵の鉄柱を設置するために、掘った穴にコンクリートを流し込むことや、車両消毒ゲートを設置するための基礎工事、配管工事が伴う資材整備は交付金対象外
- ・ 既存のものの補修や、同種・同能力のものを更新して導入すること
- ・ すでに市販されている消毒薬の配布

（4）注意事項

事業実施主体は、資材の取得価格に関わらず管理台帳を作成して保管しましょう。また、交付金事業の終了年度の翌年から起算して5年間は、帳簿や書類一式は保管しなければいけません。



防鳥ネットの設置

### 3 まとめ

平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正により、飼養衛生管理基準の遵守が義務付けられました。その中には、消毒装置などの資材整備が必要となる項目もあります。さらに、発生防止の観点からも地域一体となった取り組みが重要となります。

当事業の活用をご希望される方は、県庁畜産課衛生係または管轄の家畜保健衛生所までご相談ください。



# 農場HACCPシステムと認証について

福岡県中央家畜保健衛生所

## はじめに

HACCPとは、Hazard Analysis Critical Control Pointの頭文字をとったもので、危害要因分析重要管理点と訳すことができます。

HACCPは1960年代に、米国のアポロ宇宙計画の中で宇宙食の安全性を確保するために開発されたシステムです。宇宙食を製造する全ての工程から、食中毒などの危害要因を洗い出し(HA)、それらを排除するために必須管理点(CCP)を設け、そこで重点的に管理して、安全な宇宙食を製造するのです。それまでは、抜き取り検査によって宇宙食の安全性を調べていましたが、これでは実際に宇宙飛行士の口に入る全ての食品が安全であるとは言えませんでした。しかし、HACCPシステムを導入することで、全ての宇宙食の安全性が確保できるようになったのです。

## 農場HACCPシステムとは

畜産物が最終的な食品となった場合、人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある要因には、生物学的危害(細菌、ウイルス、寄生虫)、化学的危険(動植物性自然毒、添加物、医薬品、洗浄剤、殺虫剤、農薬、アレルギー物質など)、物理学的危険(注射針、散弾、金属片、ガラス片、プラスチック片など)があります。

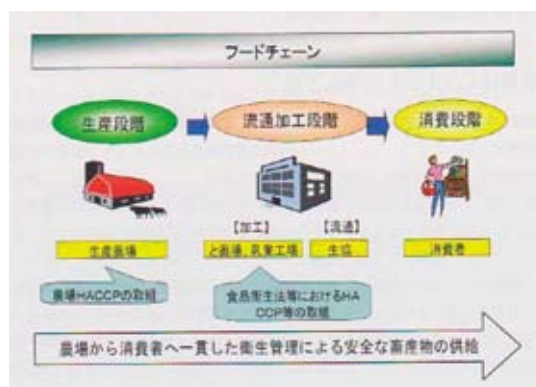
農場段階でもこれらの危害が、家畜や生乳、卵などに混入しないよう徹底的に管理する必要があります。そのためには、次の8つの項目について管理し、日頃から加工場や消費者に対して証明ができるようにしておくことが大切です。

- ① 原材料、飼料、飲用水が安全である
- ② 衛生的な施設、設備で飼育されている

- ③ 農薬や薬剤が厳重に管理されている
- ④ 飼育されている家畜や家禽が健康である
- ⑤ 出荷の際は、安全に搬送している
- ⑥ 従業員の衛生管理が行きとどいている
- ⑦ 家畜に対しての、飼育状況や薬剤投与などの情報を保管している
- ⑧ 伝染病の発生や、天災、飼料の腐敗などの緊急時にも備えができています

これらのことを管理し、証明していく衛生管理の方策が農場HACCPシステムです。つまり、消費者ニーズに応えるための工程管理の証明であり、PL法(製造物責任法)による賠償リスクの回避、そして、生産性を上げる目的を含んだ安全な畜産物の生産システムのことです。

## 微生物コントロールとフードチェーン



農場は外部環境と隔離できないうえ、生産工程が長いために、完全なる微生物のコントロールは困難と言わざるを得ません。農場HACCPシステムでは、安全な原材料(素畜、飼料など)の導入と、一般的衛生管理プログラム(環境面からの汚染や、農場に出入りする人や物からの汚染などを防止するために行う農場独自のプ

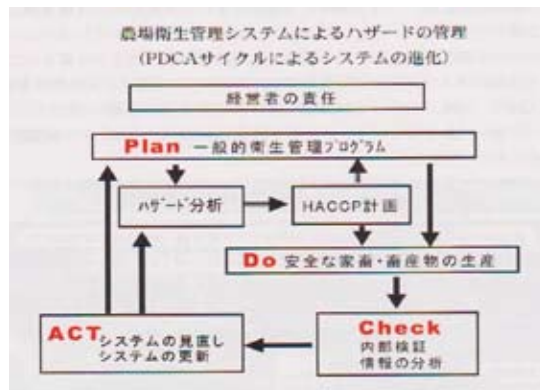
プログラム) によって、微生物による汚染を、できる限り制御することが重要となってきます。そして、農場から加工、流通、消費までをフードチェーンと呼びますが、微生物汚染による食中毒を防止するためには、フードチェーンにおける一連の衛生管理が必要になります。要するに農場、加工場、流通の各段階で、衛生管理システムに取り組んで初めて、消費者が口にする食品の安全性が保たれるのです。これをフードチェーンアプローチと言います。

### 農場 HACCP 認証の経緯とその特徴

農林水産省では、畜産物の安全性確保の観点から、平成 14 年に農場 HACCP システム導入の前提となる飼養衛生管理の方法を、畜種ごとに一般的衛生管理マニュアルとして整理した「家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン」を策定しました。また、平成 19 年からは農場 HACCP 認証基準について検討を始め、平成 21 年に「畜産農場における飼養衛生管理向上の取り組み認証基準(農場 HACCP 認証基準)」を公表しました。

認証については、民間が実施することで検討が行われ、平成 23 年 12 月から前述の認証基準に基づき、農場 HACCP 認証の手続きが始まりました。認証基準には、一般的な食品製造分野における HACCP と比べ、よりマネジメントシステムの要素が多く取り入れられていて、PDCA サイクル(Plan→Do→Check→Act)に基づく継続的改善が図られるようになっています。

農場の規模や特性を考慮して、最初は簡易なシステムであっても、次第に精度の高いものに進化させることができ、それに伴い生産性が向上し、事故率の低減や、衛生費の削減などが期待できます。また、農場の各記録を残すことにより、クレームに対しての原因究明や、供給先への信頼性が向上するものと思われま



### 福岡県における農場 HACCP の取り組み

福岡県では、早くから HACCP に取り組んでいる農場がいくつかあります。その中で、宗像市にある「すすき牧場」が平成 24 年 4 月、全国に先駆けて農場 HACCP 認証書第 1 号を取得しました。

すすき牧場は、飼養頭数が約 3,000 頭の大規模肉用牛肥育農場です。従業員数は 22 名で、主にオーストラリアから肥育素牛(交雑種)を導入しています。大手乳業メーカーによる食中毒事件や、BSE等の発生に伴い、消費者の食に対する不安が高まる中、経営者は食肉の信頼回復や安全な食肉の生産のために、県関係機関、飼料販売会社、動物用医薬品販売業者および管理獣医師等の協力を得て、平成 14 年 2 月から HACCP システムの導入を目的とした検討会を毎月 1 回実施することにしました。検討会は動物用医薬品販売業者の HACCP コーディネーター指導の下、コーデックス委員会のガイドラインにある HACCP 適用のための 7 原則 12 手順に基づいてワークショップ形式で実施しています。

#### －7 原則 12 手順－

- 手順 1 HACCP チームの編成
- 手順 2 対象品目の明確化
- 手順 3 意図する用途の確認
- 手順 4 フローダイアグラムの作成
- 手順 5 フローダイアグラムの現場確認
- 手順 6 「原則 1」 危害要因分析 (HA)

手順7 「原則2」重要管理点 (CCP) の設定

手順8 「原則3」許容限界の設定

手順9 「原則4」監視方法の設定

手順10 「原則5」是正措置の設定

手順11 「原則6」検証方法の設定

手順12 「原則7」文書化・記録方法の設定

ここで専門用語や工程・作業の流れについて簡単に説明します。まず、フローダイアグラムとは工程一覧図のことで、肉用牛肥育農場であれば素牛導入から始まり、出荷までの工程を作業毎に細分化したものです。このフローダイアグラムは各農場で異なってきます。危害要因分析 (HA) と重要管理点 (CCP) の設定とは、フローダイアグラムの工程ごとに危害要因を生物学的、化学的、物理学的に分けて列挙し、列挙した危害要因が、一般的衛生管理プログラムで制御できるものか、それとも重要管理点 (CCP) として制御すべきものかを検討して行く作業です。

ほとんどの肉用牛肥育農場の場合、危害要因は、「動物用医薬品および注射針」となり、CCP は肥育牛の「出荷前の選畜」になると思います。許容限界というのは、危害要因がどのような状態であれば、問題がないかという意味です。例えば、危害要因が動物用医薬品であれば、許容限界は休薬期間が守られていること、注射針であれば、畜体に注射針が残留していないこととなります。監視方法 (モニタリング) とは、例えば危害要因が動物用医薬品であれば、出荷する個体毎の治療履歴を治療日誌などで照らし合わせ、休薬期間が守られているかどうか出荷毎に場長が確認することになります。是正措置とは、万が一危害要因が畜体に残留していた場合に取りべき行動のことです。モニタリングの段階で判明すれば、休薬期間が過ぎるまで出荷を延期する。出荷後に判明した場合は、食肉衛生検査所に連絡し、疑いのある牛をと畜保留また

は、廃棄処分することになります。さらに、再発防止の検討や、定期的に検証を行い、モニタリングや是正措置がしっかり行われているかどうかの確認も必要になってきます。平成 21 年に公表された農場 HACCP 認証基準には、農場 HACCP システムを構築する上での具体例が記載されています。また、この中には農場内の従事者に対する教育訓練の重要性も謳われています。

すすき牧場では、長年の努力が実を結び、農場 HACCP 認証を取得することができました。農場独自の HACCP システムを作り上げるのにかなりの時間と労力を要しましたが、HACCP チームメンバーは確実に衛生意識が向上するとともに肥育牛の死廃事故は低減しています。これからは、すすき牧場での HACCP システムのさらなる進化と生産性の向上を目指して、農場 HACCP システムを継続して運用していく必要があります。



## 終わりに

平成 24 年 4 月、国内で初めて農場 HACCP 認証農場が 14 農場 (乳用牛 2、肉用牛 2、豚 6、採卵鶏 4) で認定・公表されました。さらに農林水産省では、今後、約 5,000 の農場に HACCP の導入を推進していく計画です。

農場 HACCP システムは畜種・規模に関係なく、どのような農場でも取り組むことができるシステムになっていますので、関心をお持ちの方は、お近くの家畜保健衛生所にお尋ねください。



## 九州獣医師H A C C P研究会の活動について

福岡県両筑家畜保健衛生所

農林水産省のH A C C P認証システムが、ようやくスタートしました。畜産生産農場へのH A C C P導入の重要性は以前から提唱され、農林水産省も平成8年から準備を始めてきました。

この農場H A C C Pが構築運用され、実際に機能を発揮し、農場の飼養衛生管理向上に貢献するためには、農場現場を十分に把握し、H A C C Pを熟知した獣医師が必要とされています。

そのことを認識した獣医師は、機会を見つけて農場H A C C P講習会やH A C C Pワークショップ（参加型講習会）に出席してきました。しかし、それだけでは農場H A C C Pを農場に導入し、指導していく自信がなく、更なる勉強とトレーニングが必要という思いがありました。

そういう獣医師が集まり、平成17年9月にN P O法人日本食品安全検証機構からの協力を得て、「畜産物の安全性に前向きな獣医師が、休日に、自由に、手弁当で集まり、農場H A C C Pを勉強しよう。」という九州獣医師H A C C P研究会が17名で発足、スタートしました。初めはただの勉強会でしたが、お互いに意見や情報を交換していくうちに、「九州の畜産農場から、より多くのH A C C P認証農場を出したい」とか、「H A C C Pを効果的に実行するには、消費者への周知教育が必要だ」とか、「農場を認証審査する審査員の資格を全員取得しよう！」等々の、会としての本来の目的や方針が次第に明らかになってきました。そして、平成23年には正式に会員制研究会として規約を作り、新たな一步を踏

み出しました。

平成23年の会員は大分県獣医師会の麻生会長をはじめとして、各県から家畜保健衛生所、養豚コンサルタント、開業獣医師、酪農協、ワクチンメーカー、農業共済組合獣医師等の13名でしたが、平成24年は新会員9名が入会し、現在22名で実施しています。

毎月1回土曜日に熊本市内で開催し、10時から12時までは新会員向け入門編を、12時から16時まで実践編のH A C C Pトレーニングを行っています。

また、会員の中から現在8名が農場H A C C P認証の審査員資格を取得し、さらに、日本獣医師会主催のH A C C P研修会講師、中央畜産会の農場H A C C Pの専門委員等に招へいされる方もおられます。

今年、全国で初めて14農場がH A C C P認証農場になりました。そのうちの1農場に会員が参加し、H A C C Pの構築をすすめてきました。安全で無駄のない経営と、また、高いコミュニケーション力で農場が活性化されました。

これからも、農場H A C C Pに対する知識を深め、安全性の高い安心な九州産畜産物の生産に寄与していきたいと考えています。

最後に、九州獣医師H A C C P研究会では、農場H A C C Pを広く九州に進展させるため会員数を増やしたいと考え、新会員を募集していますので、ふるって参加していただきますようお願いいたします。

## 鳥のインフルエンザにおける分類と変異事例について

福岡県中央家畜保健衛生所

高病原性鳥インフルエンザ（以下、高病原性）及び低病原性鳥インフルエンザ（以下、低病原性）は家畜伝染病予防法（以下、家伝法）により、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の法定伝染病として指定されており、養鶏場でもっとも警戒すべき病気です。

本病は、A型インフルエンザウイルス（以下、ウイルス）によって引き起こされる鳥の病気です。その症状は様々で、感染しても症状を示さない不顕性感染のものから、急性経過で死亡するものまであり、臨床症状だけで鳥のインフルエンザと診断するのは困難です。

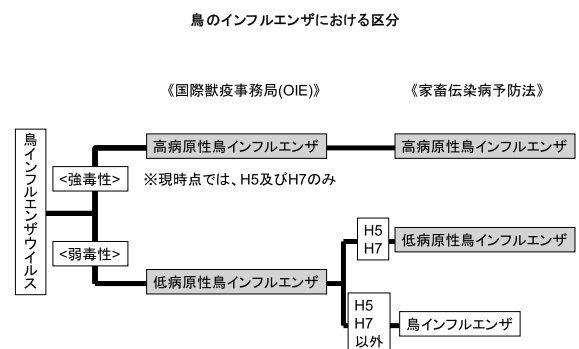
ウイルスには、ヘマグルチニン（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という特種な蛋白質があります。これらの蛋白質は抗原性により、HAは16種類（H1~H16）とNAは9種類（N1~N9）の亜型に分類され、合計144種類の組み合わせがあります。鳥のインフルエンザを分類するうえで、このHAとNAの亜型が重要なものとなっています。

動物衛生に関する国際機関である国際獣疫事務局（以下、OIE）の基準では、8羽以上（4~8週齢）の鶏に感染させて、10日以内に75%以上の致死率を示した場合、高病原性として取り扱うようになっています。現在の家伝法では、この診断基準を満たす鳥のウイルスを「高病原性」と定義しており、現在のところH5及びH7のみで確認されています。

また、H5又はH7型のウイルスであって、「高病原性」と判定されたもの以外の鳥のインフルエンザを「低病原性」とし、「高病原性」でも「低病原性」でもないウイルスの感染による鶏、あひる、うずら及び七面鳥の疾病を「鳥インフルエンザ」と分類しています。

なお、家伝法ではこの「高病原性」及び「低病原性」を法定伝染病として殺処分などの対象としています。一方、OIEで定められている『高病原性』とは、家伝法と同じですが、『低病原性』は家伝法の「低病原性」と「鳥インフルエンザ」を合わせたものなので、ホームページ上で海外の情報を見る際は注意が必要です。

「高病原性」は非常に危険である印象を持ちますが、「低病原性」がなぜ法定伝染病なのか不思議に思われるかもしれません。本来、「低病原性」の場合、鶏が高い死亡率を示すことはありませんが、問題となるのは、この「低病原性」が「高病原性」に変異してしまうことです。先に述べたHAは病原性においても重要な役割を担っています。このHAは、初めは活動していない状態ですが、感染動物が持っている酵素と反応して、その動物への病原性が増強されます。「低病原性」の場合は、限られた組織、例えば肺や気管の酵素にのみ反応し、呼吸器症状を示しますが、死に至ることはありません。しかし、このウイルスが



鶏の間で感染を繰り返すうちに、遺伝子の変異して、HA が体内の酵素によって分解されて、全身の筋肉や内臓に対して病原性を獲得してしまうことがあります。そうすると全身の臓器が機能不全となり、死に至ってしまいます。これが「高病原性」への変異です。

1999年にイタリアで発生した H7N1 の「低病原性」が、9 か月以内に「高病原性」に変異した事例や、2002年にチリで発生した H7N3 の「低病原性」が、わずか数週間で「高病原性」に変異した事例があります。このような理由から、「高病原性」のみではなく、「低病原性」に対しても最大限の警戒をする必要があるのです。

アジア大陸から渡ってくる渡り鳥では、ウイルスを保有していることが知られています。また、家きんと家畜が感染するウイルスは、すべてカモに由来すると言われていています。

一般にカモは夏場、シベリアやアラスカ、カナダなどの営巣湖沼でウイルスに感染し、その後糞中に大量のウイルスを排出します。そのため、夏を過ぎ、越冬のため日本へ渡ってきたカモの糞を介して、国内にいる他の水鳥や野鳥に感染が広がるのが懸念されます（なお、冬の間シベリアなどの湖沼水中のウイルスは、冷凍保存されたままです）。

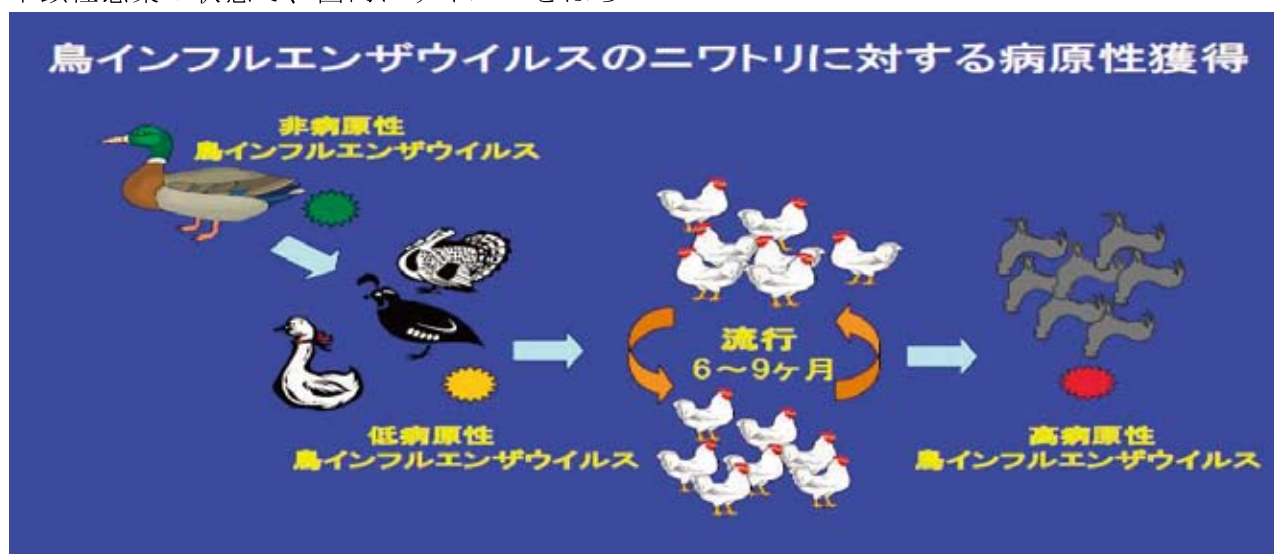
しかし、ウイルスに感染した野鳥は多くの場合、感染しても直ちに発症するのではなく不顕性感染の状態、国内にウイルスをばら

まく可能性が考えられます。

それらのことが分かっているにもかかわらず、実際には野鳥の動きを制御することは非常に困難であるため、発生防止対策としては、養鶏場内に野鳥やネズミなどが侵入しないように防鳥ネットを設置することや、定期的に殺鼠剤や消毒薬を散布するなど、鶏と野鳥との接点をいかに少なくしていくかという手段に頼るしかないのが現状です。

海外では、現在でもいくつかの国でウイルスが猛威を振っています。メキシコでは今年 6 月 21 日に H7N3 の「高病原性」が発生し、8 月 3 日現在でも続発しています。また、台湾でも昨年から今年にかけて「低病原性」及び「高病原性」の発生が継続的に発生し、中国や香港、インドや東南アジアなどでも同様に発生しています。

近隣諸国から伝染病の病原体を持ち込まないためには、動物検疫所での水際対策が重要なものとなります。また、組織的な対策だけではなく、個人がそれら病原体を持ち込む可能性も十分に考えられることから、海外旅行に出かける際には渡航先の伝染病の発生状況を確認し、場合によっては渡航を控える、やむを得ない場合でもウイルスを持ち帰らないように細心の注意を払うことが大変重要です。



## 口蹄疫類似疾病（牛ウイルス性下痢・粘膜病と豚痘）の発生事例について

福岡県筑後家畜保健衛生所

口蹄疫の防疫対策上最も重要なのは、飼養者の方々が飼養衛生管理基準を遵守するとともに、口蹄疫が疑われる症状を示している家畜を発見した場合、直ちに通報することです。

2012年6月21～22日、鹿児島市において国の研究機関である動物衛生研究所九州支所主催の「第68回九州・山口病性鑑定協議会」が開催され、地域内での家畜疾病に関する話題と各県から疾病発生状況の概要が報告されました。その中で、口腔や蹄などに水疱の形成など口蹄疫が疑われた症例の紹介がありました。口蹄疫と類似した疾病は、牛では牛伝染性鼻気管炎（IBR）、牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD・MD）、ブルータング、趾間腐爛、豚では豚水胞病、水胞性口炎、豚水疱疹及び豚痘などがありますが、そのうち、牛ウイルス性下痢・粘膜病と豚痘について紹介します。

### ・牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD・MD）

9～25カ月齢の肥育牛で鼻境の上皮剥離、鼻腔内に潰瘍や舌・口腔内潰瘍などの症状を示していました。下痢や異常産の発生も見られる病気で昨年国内で228例、福岡県内でも6例発生しており、注意が必要な病気です。



〔口唇や舌の潰瘍〕（提供：デーリーマン社）



〔哺乳豚の鼻背に形成された硬い丘疹〕

### ・豚痘

今回の症例は、母豚の乳房と哺乳豚の鼻に口蹄疫を否定できない病変を確認したとの通報がありました。家保職員が確認したところ、病変は硬い丘疹を認めましたが、発熱はなく食欲および活力も良好で、口蹄疫に特徴的な病変は他の好発部位にも認められませんでした。また、同居豚にも異常は認められず、検査の結果、豚痘と診断されました。

豚痘は、致死率が低く報告事例は少ないのですが、口蹄疫類似疾病の一つとして重要であるため、今後も注意すべき病気です。

口蹄疫は、空気伝播などにより急速に拡大する急性伝染病です。関係者以外の農場への立入制限、消毒の実施などを行い、ウイルスの侵入防止に努めてください。

それでも万が一、口腔や蹄などに水疱の形成などを示す異常家畜を発見したときは、直ちに獣医師の診察を求めるとともに、最寄りの家畜保健衛生所に通報するなど、早期発見、早期通報をお願いします。



# 猛威をふるう牛の足の病気「趾皮膚炎」について

北海道からの導入牛・預託牛には細心の注意を！

福岡県獣医師会産業動物部会長 酒井由紀夫

趾皮膚炎は、スピロヘータ様の細菌によって起こる疼痛を伴う蹄の伝染性限局性皮膚炎です。北海道の導入牛から持ち込まれた伝染性の強い菌です。福岡県内にもこの病気の発生農家があり、その対応には皆さん苦慮されています。また、口蹄疫で29万頭の犠牲が出て現在再建中の宮崎県の酪農家でもすでに蔓延しているそうです。日本の防疫体制は、大丈夫でしょうか。そこで今回、この病気がどのような病変をつくるかを知っていただき、今後の対策の一助にさせていただきたい！では、どのような病変

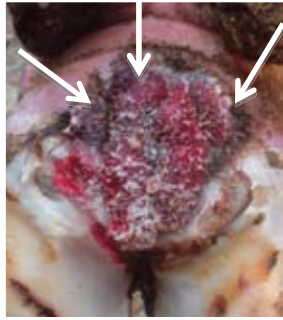


図 1

を示します。図 1 は典型的な病変で表面がイチゴ状、イソギンチャク状を呈するもの、図 2 は皮膚



図 2

と爪の生えぎわにできたもの、これらが進行すると爪の中に菌が入り込み悪臭とひどい痛みが出ます。こうなると化膿した爪を剥ぎ取らなければなりません（図 3）。好発部位は、図 1、図 2 の様に蹄球近くの皮膚ですが、図 4 のように蹄の前部にできるもの、図 5



図 3

家でもすでに蔓延しているそうです。日本の防疫体制は、大丈夫でしょうか。そこで今回、この病気がどのような病変をつくるかを知っていただき、今後の対策の一助にさせていただきたい！では、どのような病変

を示します。図 1 は典型的な病変で表面がイチゴ状、イソギンチャク状を呈するもの、図 2 は皮膚

と爪の生えぎわにできたもの、これらが進行すると爪の中に菌が入り込み悪臭とひどい痛みが出ます。こうなると化膿した爪を剥ぎ取らなければなりません（図 3）。好発部位は、図 1、図 2 の様に蹄球近くの皮膚ですが、図 4 のように蹄の前部にできるもの、図 5

のように爪と爪の間にできたイボの表面にできたもの、図 6 のように副蹄の近くにできたものとバラエティーに富んでいます。

最後に、現在この病気が持ち込まれた発

生農家に対する保証はなく、泣き寝入りの状態です。導入時の肢蹄の消毒は、しっかりと行いましょう！自分の牧場は自分で守るしかありません！

と爪の生えぎわにできたもの、これらが進行すると爪の中に菌が入り込み悪臭とひどい痛みが出ます。こうなると化膿した爪を剥ぎ取らなければなりません（図 3）。好発部位は、図 1、図 2 の様に蹄球近くの皮膚ですが、図 4 のように蹄の前部にできるもの、図 5



図 4

のように爪と爪の間にできたイボの表面にできたもの、図 6 のように副蹄の近くにできたものとバラエティーに富んでいます。



図 5

最後に、現在この病気が持ち込まれた発

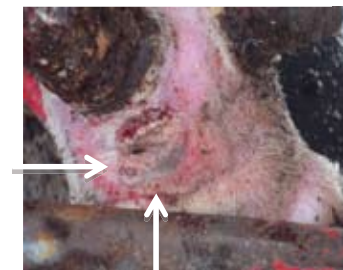


図 6

生農家に対する保証はなく、泣き寝入りの状態です。導入時の肢蹄の消毒は、しっかりと行いましょう！自分の牧場は自分で守るしかありません！

# 死亡した牛の適正処理の徹底について

福岡県北部家畜保健衛生所

24 か月齢以上の死亡牛については、牛海綿状脳症（BSE）検査や届出が義務付けられており、各飼養者において適正に処理していただいているところですが、月齢の誤認や死亡牛の放置、埋却等によりBSE検査が行われていない等、一部で不適切な事例が発生しています。

死亡牛が発生した場合は、死亡牛の届出を確実にし、その処理に当たっては化製場への搬入等、適正な処理を徹底されますよう改めてお願いします。

## 1 牛が死亡した場合の届出について

牛海綿状脳症対策特別措置法（BSE特措法）第6条第1項の規定に基づき、24 か月齢以上の牛が死亡したときは、当該牛の死体を検案した獣医師（獣医師による検案を受けていない牛の死体についてはその所有者）は遅滞なく、当該牛の死体の所在地を管轄する都道府県知事（家畜保健衛生所）にその旨を届け出なければならないことになっています。

## 2 死体の埋却処理等の禁止

自己所有地であっても死体の放置や埋却等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「化製場等に関する法律」に違反しますので、牛が死亡した場合は化製処理場等での適

正な処理を行ってください。

また、24 か月齢未満の牛が死亡した場合も、法律を遵守した適正な処理が必要です。

宮崎県での口蹄疫患畜等殺処分後の埋却は、家畜伝染病予防法に基づく例外措置です。

## 3 死亡牛の速やかな処理

死亡牛が発生した場合、速やかな適正処理を行わないと伝染性疾病のまん延等につながり、飼養衛生管理基準や「家畜伝染病予防法」の遵守違反となります。

また、BSE特措法第6条第2項の規定に基づき、死亡牛の届出を行った所有者は、その牛についてBSE検査を受けなければなりません。

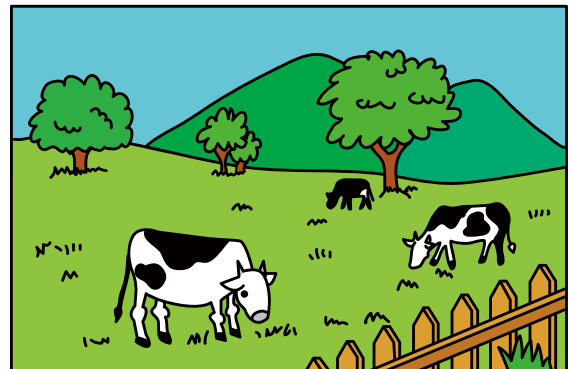
例年、7月から10月にかけて、北九州エコレムへ搬入される死亡牛が増加するとともに、腐敗の著しく進んだ死亡牛も増加する傾向にあります。

7、8月と盛夏の時期は過ぎましたが、9、10月もまだまだ暑い時期が続く、死亡牛の腐敗が特に早く進みます。

直接、北九州エコレムに搬入される場合ももとより、輸送業者に依頼される場合も、検査・化製処理に支障をきたさないよう、速やかな手続きをお願いします。

平成24年度の腐敗牛搬入状況

月	4月	5月	6月	7月	8月
搬入頭数	63	78	78	129	135
腐敗頭数	12	11	21	56	46
腐敗率(%)	19.0	14.1	26.9	43.4	34.1



# 福岡県高病原性鳥インフルエンザ防疫演習の開催

福岡県北部家畜保健衛生所

万一、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の業務内容や役割を再確認するため、県関係機関、市町村、関係団体の職員を集めて、防疫作業を実際に行います。

## 1 開催日時及び場所

平成24年10月17日(水)

10:30～16:30

元福岡県立嘉穂総合高等学校跡地

(飯塚市鶴三緒1518 下記地図参照)

## 2 演習の内容

【午前の部】10:30～11:30(体育館)

○高病原性鳥インフルエンザと発生時の防疫措置の概要について

【午後の部】12:30～16:30

○防疫措置の準備(体育館)

現地対策本部や集合場所の運営、作業従事者の健康調査、感染防護具の着脱を行います。

○防疫措置の実施(採卵鶏舎)

防疫テントでの最終準備から捕鳥、殺処分(模擬)、農場出入り時の作業従事者の消毒等の一連の作業を行います。

○消毒ポイントの運営及び車両消毒(敷地内空地)を行います。

○作業終了後の対応(体育館)

感染防護具の脱衣及び作業後の健康調査を行います。



・駐車スペースは十分に確保しています。

・公共交通機関でのご来場方法は、福岡県北部家畜保健衛生所までお問い合わせください。

〈注意〉

○会場には、自動販売機はありませんので、飲み物等は持参してください。

○校内のトイレや水道は使用できません。体育館横に設置する簡易トイレをご利用ください。

### 防疫演習に関するお問い合わせ先

福岡県庁畜産課衛生係 092-643-3498

福岡県北部家畜保健衛生所 0948-42-0214 まで

## 産業動物獣医師の新人紹介

今年は、6名の新人獣医師が各職場に入りました。よろしくお願いします！

- ①出身地 ②出身大学（前職）③現在の職場 ④趣味・特技等  
⑤現在の職場での仕事と興味・関心を持っている分野 ⑥畜産農家さんへ一言



清島 綾子

①宮崎県 ②宮崎大学(福岡県食肉衛生検査所)  
③福岡県北部家畜保健衛生所 ④趣味は、カラオケ、ドライブなど。通勤の車内は走るカラオケボックスと化します。⑤家畜の伝染性疾病の発生を予防し、まん延を防止するという目的の下、主に細菌学的検査等の病性鑑定を行っています。⑥積極的に色々と勉強して、皆さんのお役に立てるように頑張りたいと思います。



工藤 彬亘

①埼玉県 ②日本大学 ③福岡県農業共済組合連合会 ④海、川、池など魚がいるところならどこへでも釣りに行きます。バレーボールなどのスポーツ、家庭菜園などが得意です。⑤現在は、家畜共済の業務について勉強しています。また、専門職である獣医師は獣医学の他、幅広い知識が求められています。全てのことに

興味を持ち、広い視野で仕事に取り組みたいと思います。⑥大学で学んだ知識や技術を活かして福岡県の農家さんに還元したいと思っており、農家さんが安心して牛乳や牛肉の生産活動を営むことができるように、精一杯の努力をしていきますので、これからよろしくお願いいたします。



近藤 浩之

①大阪府 ②鳥取大学（福岡市内の動物病院）  
③福岡県北部家畜保健衛生所 ④最近できていないのですが、ヨット、スノーボード。時間を見つけて行きたいと思っています。⑤牛、豚、鶏及び馬などの伝染性疾病の発生予防・まん延防止に関すること（担当は豚、馬、みつばち）で、伝染性疾病に感染している家畜がないか検査し、また、伝染性疾病の発生及びまん延を予防するにはどうすればいいかをアドバイスする仕事です。今後、興味のある分野を探していきたいと思っています。⑥社会情勢、自然災害等、畜産業にとって厳しい状況もありますが、農家の皆様が安心して生産していけるよう努力してまいりますので、至らぬ点をご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。





中江 徳洋

①静岡県 ②岩手大学 ③ふくおか県酪農業協同組合 久留米乳牛診療人工授精所 ④サッカー日本代表の試合観戦 ⑤筑後地区の乳牛を主とした牛の診療と人工授精、受精卵の移植と採卵、暑熱地域における感染症、暑熱ストレスの影響 ⑥土地、人柄、言葉、そしてこの暑さ、接するものすべてが勉強です。新しい知識、技術を積極的に取り入れ、現場で活かします。TPPの問題、アメリカの干ばつの影響による飼料高騰が話題に上る昨今、酪農・畜産業に役立つ獣医になるよう努力します。



廣松 理希

①福岡県久留米市 ②宮崎大学(大塚製薬、山口県職員) ③福岡県筑後家畜保健衛生所 ④格闘技(少林寺拳法、空手)、読書、サーフィン、マラソン、競馬、株取引など ⑤家畜の伝染病の発生を予防し、まん延を防止することにより畜産の振興をはかること ⑥約10年ぶりに福岡県に帰ってきました。その間、母校のある宮崎県での口蹄疫の発生、また山口県で管轄していた動物取扱業施設での高病原性鳥イ

ンフルエンザの発生と、私にとって身近な地域で家畜伝染病が相次ぎ発生しました。その影響で多くの家畜が殺処分され、農家が廃業しました。残念ながら、その際の防疫業務には関わることができませんでしたが、そのことを現在も後悔しております。二度とこのような悲劇を繰り返さないよう業務を行っていきたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



古芝 美穂子

①大阪府 ②鹿児島大学 ③福岡県農業共済組合連合会 ④水泳、ジョギングなど体を動かすことが好きです。⑤廃用申請のあった共済加入畜の認定業務や、県内の各組合をまわって指定・嘱託の先生方の病傷事故診断書の審査を行っています。受精卵移植や採卵など生殖工学の分野やエコーを用いた妊娠鑑定に興味があります。⑥今はまだ教えていただくことばかりですが、一日でも早く仕事を覚え、県内の農家の皆様や福岡の畜産に少しでも貢献できるよう勉強していきたく思いますので、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



## ～職 場 紹 介～

ふくおか県酪農業協同組合 福岡乳牛診療人工授精所

ふくおか県酪農業協同組合（ふく酪協）の乳牛診療人工授精所体制は、平成 19 年 4 月のふく酪協の発足と同時に福岡県酪農業協同組合連合会（県酪連）の 2 か所の乳牛診療所（福岡地区乳牛診療人工授精所・久留米地区乳牛診療人工授精所）に糸島地方酪農業協同組合の家畜診療所が福岡西地区乳牛診療人工授精所として加わり 3 か所体制となり、酪農指導部に所属しました。また、平成 20 年 6 月に京都酪農業協同組合がふく酪協との合併により、その人工授精所はふく酪協 行橋地区人工授精所に変更・追加されました。さらに、平成 23 年 10 月に福岡地区乳牛診療人工授精所と福岡西地区乳牛診療人工授精所が統合され、福岡乳牛診療人工授精所となりました。

その中で、福岡乳牛診療人工授精所は、福岡市西区のふく酪協 福岡西事業所と同じ事務所内にあります。スタッフは獣医師 4 名、人工授精師 3 名（うち 2 名は受精卵移植師）、事務 1 名で、ふく酪協 福岡支所、福岡西事業所と連携しながら業務を進めています。管轄は糸島市、福岡市西区、早良区、筑紫野市、筑紫郡、粕屋郡の酪農家 58 戸（成牛 2,760 頭、未經産牛 1,510 頭）と福岡市乳牛育成協会の油山牧場と背振牧場、前原酪農振興組合の野呂牧場、九州大学附属農場の乳牛及び肥育農家 5 戸の診療・人工授精業務を中心に、カウコンフォート、

暑熱対策、飼料計算を活用した栄養管理、繁殖検診の推進、予防接種の推進、優良後継牛確保のための計画的な人工授精および受精卵移植、搾乳立会等の乳質向上対策等を、ふく酪協 福岡支所、福岡西事業所および家畜保健衛生所をはじめとする地域の関係機関と連携しながら取り組んでおります。

私たちの診療所は、これら対策の成果を上げて生産者の経営の向上および安全、安心で良質な畜産物の生産に寄与できるよう心がけております。食の安全・安心のため、動物用医薬品の使用基準を守ることはもちろんのこと、生産者とともに健康な家畜を飼養して良質な牛乳やその他畜産物を消費者の皆さんに安定的に供給してまいります。

統合して 1 年足らず、事務所を統一して半年足らずの診療所ですが、職員それぞれが得意分野を持ち、連携することによってスキルアップをしていきたいと思っております。

また、酪農指導部と久留米地区診療人工授精所、行橋地区人工授精所と連携をしながら組織診療としてのメリットを生かしていきたいとも思っています。

さらに、獣医師会、畜産協会をはじめとする地域の畜産関係機関との連携を強めながら、畜産業の発展に寄与したいと思っております。

これからも、ふく酪協の乳牛診療所をよろしくお願い致します。

## 第10回全国和牛能力共進会 ～和牛の祭典 in ながさき～

全国農業協同組合連合会 福岡県本部 営農部営農企画課

本年10月に長崎県で開催される全国和牛能力共進会は、全国の優秀な和牛を5年に1度、一堂に集めて優劣を競う大会です。雄牛・雌牛の和牛改良の成果を競う「種牛の部」と肉質を競う「肉牛の部」に各都道府県から選抜された484頭が出品されます。審査結果が和牛のブランド化に大きく影響することから、各道府県の威信をかけた非常に重要な大会と位置づけられています。

昭和41年の岡山県大会から、平成19年の鳥取県大会まで、これまで全国各地で9回開催されてきました。長崎県大会は10回目の大会となります。

この長崎県大会では、開催テーマを「和牛維新！ 地域で伸ばそう生産力 築こう豊かな食文化」とし、生産者の皆さんが飼料価格や燃料費の高騰など畜産を取り巻く課題に立ち向かい、地域の力を生かした改良と生産効率の向上を目指す思いと、消費者の方々が美味しい和牛肉に出会い、和牛への理解を深めていただきたいという思いが込められています。

また、この大会では、和牛改良の成果を競うだけではなく、和牛の魅力を多くの消費者に伝えことで生産者との交流を深めるとともに長崎の食、観光、物産、歴史文化を広く情報発信するイベントなども楽しんでいただくよう「和牛の祭典」として開催します。

それでは、長崎県大会の概要をご紹介します。

○開催期間：平成24年10月25日（木）  
～10月29日（月）

- ・出品枝肉のセリ：10月28日（日）
- ・種牛の審査：10月26日（金）～29日（月）

○開催場所：

- ・佐世保メイン会場：ハウステンボス（佐世保市）
- ・肉牛の部会場（審査・展示会場）：佐世保食肉地方卸売市場（佐世保市）
- ・肉牛の部会場（セリ会場）：佐世保市体育文化館（佐世保市）
- ・島原会場：島原復興アリーナ（島原市）

○審査の出品区分

出品部門は、外貌（体型、資質、品位）の改良成果を競う「種牛の部」と枝肉の肉質を競う「肉牛の部」の2つに分かれており、性別・年齢別、頭数別（1頭と複数）などにより、全部で9つの区分があります。

○大会に関するお問い合わせ先

第10回全国和牛能力共進会  
長崎県実行委員会

TEL：095-894-3807

FAX：095-821-5835

HP：<http://zenkyo-nagasaki.com>



## 特用家畜のことわざ【鹿】

福岡県北部家畜保健衛生所

特用家畜としての養鹿（ようろく）は、国内ではほとんどありませんが、一部の国や地域においては行われております。

肉はヨーロッパでは「王侯貴族の料理」と言われるほどの美味とされています。

また、肉以外にも鹿茸（ろくじょう）という血管に富んだ柔らかい新しい角は強壯剤・漢方薬・医薬品として使われ、また雄の下腹部にあるこぶし大の麝香（じゃこう）腺から取れる麝香は香料や強心剤として使われます。

なお、海外からの鹿皮の最大輸入国は何と日本で、サイフ、ネクタイ、弓具などに使われています。

今回は、鹿についてのことわざを紹介します。

「鹿見て矢を矧ぐ（はぐ）」

矧ぐという竹に羽をつけて矢を作ること。平生の準備を怠っていて、いざ問題が起こってから対応策の準備をしようとする事。

「鹿を追う者は兎を顧みず」

鹿をとろうとして追っている者は、途中で兎が出てきても、そんなものは相手にしないこと。

大きな利益を目的とする者は、ひたすらその目

的に向かって力を注いで、小さな利益は問題にしないこと。

「鹿を追う者は山を見ず」

ある一つのことに熱中すると、他の事をかえりみる余裕がないことのとえ。

「鹿を待つ処の狸」

予期していたものが来ず、つまらないものが来たことのとえ。

「馬を鹿に通す」

権力を持つ者などがたとえ間違っただけでも正しいと押し通すこと。

「秋の鹿は笛に寄る」

秋に鹿が発情して互いに相手を求めているとき、雌鹿の鳴き声に似せて作った鹿笛を吹くとそれに誘われて鹿が集まってくることから、弱点につけ込まれて利用されやすいことをいう。

「鹿の角を蜂が刺す」

鹿が蜂から角を刺されても平気なことから、少しの影響も受けないこと。



**衛生情報・ご相談は  
最寄りの家畜保健衛生所へ**

福岡県農林水産部 畜産課	福岡市博多区東公園 7-7	TEL 092-651-1111 (内線 3990)	FAX 092-643-3517
中央家畜保健衛生所	福岡市東区箱崎ふ頭 4-14-5	TEL 092-633-2920	FAX 092-633-2851
北部家畜保健衛生所	嘉麻市大字漆生 587-8	TEL 0948-42-0214	FAX 0948-42-1376
両筑家畜保健衛生所	久留米市合川町 1642 番地の 1	TEL 0942-30-1037 ~ 9	FAX 0942-35-9198
筑後家畜保健衛生所	筑後市大字和泉 606-1	TEL 0942-53-2405	FAX 0942-53-2723